

議案第二十八号

港区低炭素まちづくり計画の駐車機能集約区域内における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年六月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区低炭素まちづくり計画の駐車機能集約区域内における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

港区低炭素まちづくり計画の駐車機能集約区域内における建築物の駐車施設の附置等に関する条例（平成三十一年港区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の二号を加える。

三 六本木交差点周辺地区

四 浜松町駅周辺地区

付 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

（説明）

港区低炭素まちづくり計画の策定に伴い、新たな駐車機能集約区域を追加するため、本案を提出いたします。